

麻文化継承推進委託仕様書

1. 業務名

麻文化継承推進委託

2. 目的

明和町における産業用大麻の文化的な価値を再認識し、伝統的な技術や知識を継承することで、地域住民の意識向上と地域文化の活性化を促進する。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日(金)

4. 委託業務内容

(1) 業務内容

本業務は麻文化継承推進委託に係る以下の業務を行うものとする。

1 伝統的な技術や知識の継承

明和町における伝統的な麻製品の製作技術、麻を使った伝統的な行事、祭事などの調査、記録、保存、伝承活動を実施する。

- ・伝統的な麻製品の製作技術に関する文献調査、聞き取り調査
- ・伝統的な麻製品の製作体験、ワークショップ、イベントなどの企画・運営
- ・伝統的な行事、祭事に関する記録、保存、伝承活動

2 麻文化に関する教育普及活動

明和町における麻文化に関する教育普及活動を実施する。

- ・学校、地域住民向けの講演会、ワークショップ、体験学習などの開催
- ・図書館、博物館、資料館などでの展示、資料提供
- ・ホームページ、パンフレットなどの作成

(2) 業務完了報告書の提出

業務完了後、以下のいずれか早い日までに提出すること。

- ・事業完了した日から起算して14日を経過した日
- ・令和7年3月21日(金)

(3) 成果品

下記の内容を含む実施報告書・・・1部

- ・事業報告および意見等
- ・伝統的な技術や知識の継承
- ・麻文化に関する教育普及活動

電子データ (CD-ROM 等)・・・1式

5. 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、スケジュールを作成し、進捗状況を明和町と綿密に報告すること。
- (2) 業務を遂行する上で必要な資料等は受託者において入手するほか、必要に応じ明和町

から随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については明和町の指示に従うこと。

(3) あらかじめ、明和町と調整したスケジュールで業務を進行すること。

(4) 業務期間を通して担当できるスタッフを確保すること。

6. 著作権及び著作者人格権

受託者は、受託者が業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を明和町に無償で譲渡する。

7. 再委託

(1) 受託者は受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部再委託を希望する場合は、あらかじめ本町の指示に従い、再委託の相手方の商号又は名称および住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性を本町に提出し承認を得なければならない。承認した内容に変更が発生する場合も同様とする。

(2) 受託者は機密保持等に関して、本調達仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者にも負うよう必要な措置を実施し、本町に報告し、承認を受けること。

(3) 受託者が本町の承認を得て第三者に業務委託しても、最終的な責任は受託者が負わなければならない。

8. その他

本実施要領に定めのない事項については、明和町と協議するものとする。

担当課名

〒515-0332

三重県多気郡明和町大字馬之上 945

明和町まちづくり戦略課

TEL : 0596-52-7112